

Alipay サービス加盟店規約

第 1 条 (定義及び解釈)

- この規約 (以下、「本規約」という。) は、「決済処理及び収納業務の委託に関する契約約款」(以下「基本約款」という。) 第 3 条第 2 項に定める個別のサービスとして、お客様が Alipay サービスを導入し、これを活用するために、ビルディングシステム株式会社 (以下、「ビルディングシステム」という。) の承諾の下で加盟店となった場合、加盟店とビルディングシステム株式会社 (以下、「ビルディングシステム」という。) との間で締結される契約 (以下、「本契約」という。) に適用されるものです。なお、本契約に関し、基本約款と本規約の内容が矛盾する場合、本規約が優先して適用されるものとします。
- 本規約において記載された各用語は、以下に定める意味を有するものとします。
 - 「加盟店」とは、自らの商品若しくはサービスの販売、又は販売促進のために、本規約を承諾した上で、Alipay 社が運営し、ビルディングシステムが提供するスマートフォン決済サービス (以下、「Alipay サービス」という。) の利用を申し込み、Alipay 社及びビルディングシステムがこれを承諾した企業、商店、各種団体、又は慈善団体等のお客様を意味するものとします。
 - 「Alipay 社」とは、中華人民共和国において登録され、Alipay アプリを開発及び運営する、Alipay.com Co., Ltd. を意味するものとします。
 - 「関連会社」とは、本契約の当事者が、直接的若しくは間接的に、支配する、支配される、又は共同の支配下とする、すべての法人を意味するものとします。本定義において支配とは、発行済株式の議決権の過半数 (51% 以上) の保有、取締役会構成員の過半数の者の指名権の保有、又は契約によりその活動、管理、若しくは方針を決定する権限の保有を意味するものとします。
 - 「Alipay アプリ」とは、Alipay 社が開発及び運営する Alipay ブランドのモバイルアプリケーションを意味するものとします。
 - 「登録ユーザー」とは、Alipay アプリをダウンロードし、ユーザー情報を登録し、Alipay を利用して商品を購入する個人を意味するものとします。
 - 「Alipay」とは、登録ユーザーが、加盟店で販売される商品又はサービスを購入する際に、人民元による支払を可能にする、Alipay 社が登録ユーザーに提供するサービスを意味するものとします。加盟店は、登録ユーザーが提示する Alipay アプリの QR コード又はバーコードを、ビルディングシステムが提供する加盟店アプリ等によりスキャンすることで、ビルディングシステムの決済プラットフォームを介して日本円で商品又はサービスの販売代金を受け取ることができます。なお、本契約における Alipay は、ビルディングシステムの決済プラットフォームを介してのみ使用されなければならないと、また、1 回あたりの決済金額は、Alipay 社の裁量で随時設定される制限額を超えてはなりません。
 - 「Alipay サービス」とは、本契約に基づき、Alipay 社が運営し、ビルディングシステムによって提供されるサービスを意味し、詳細は関係ドキュメントにより規定されるものとします。
 - 「加盟店アプリ」とは、加盟店により通信機能を持つデバイスにインストールされ、登録ユーザーによる加盟店の商品又はサービスの購入の際に利用されるものであり、ビルディングシステムが開発及び運営し、加盟店へ提供するモバイルアプリケーションを意味するものとします。
 - 「認証情報」とは、加盟店が加盟店アプリにアクセスするために使用する、ユーザー ID、パスワード、及びその他のセキュアな認証のための情報を意味するものとします。
 - 「加盟店情報」とは、加盟店が Alipay サービスの利用を可能にするために、ビルディングシステムより要求される明細情報を意味するものとします。加盟店情報には、加盟店の名称、外観、説明、及び住所、加

盟店が提供する商品及びサービスの名称、外観、説明、及び価格、並びに加盟店のプラットフォームに関する情報を含みますが、これらに限定されないものとします。

- 「Alipay サービスプラットフォーム」とは、Alipay アプリ、加盟店アプリ、及び Alipay サービスの提供のために、ビルディングシステムにより利用されるサーバ及びインフラを意味するものとします。
 - 「Alipay サービストレードマーク」とは、Alipay サービスの商標、サービスマーク、その他のロゴを意味するものとします。加盟店は、Alipay サービスの利用のために、その利用の資格を有するものとします。
 - 「関係ドキュメント」とは、Alipay サービス又はその一部について、導入方法又は利用方法を記載したものであって、ビルディングシステム及びその関連会社により作成されたマニュアル等を意味するものとします。
 - 「手数料」とは、Alipay サービス利用の対価として加盟店からビルディングシステムへ支払われる手数料であり、ビルディングシステムが作成する最新の Alipay サービス手数料表において規定されたもの、又は加盟店とビルディングシステムとの間で書面にて合意されたものを意味するものとします。
 - 「Alipay サービス手数料表」とは、Alipay サービスの利用のために加盟店からビルディングシステムに支払われる手数料の詳細を意味するものとします。
 - 「知的財産権」とは、正式に登録されているか否かを問わず、すべての著作権、特許権、意匠権、商標権、及び営業秘密などを意味するものとし、外国における当該各権利に相当する権利を含むものとします。知的財産権には、帰属の権利、申請をする権利、及び過去の侵害にかかる損害賠償を請求する権利を含むものとします。
 - 「秘密情報」とは、本契約の成立又は履行に基づき、文章、口頭、磁気ディスク、電子媒体、又はその他の何らかの媒体により、本契約の当事者 (秘密情報を開示する当事者を、以下、「開示当事者」という。) から他の当事者 (秘密情報を受領する当事者を、以下、「受領当事者」という。) に開示する、技術上、営業上、業務上、財務上の情報のうち、公然と知られていない情報を意味するものとします。また、秘密情報は、秘密である旨が明示されているか否かを問わないものとします。
- 本規約は、別途の取り決めがない限り、ビルディングシステムによって、随時改定又は追加される場合があります。内容が改定又は追加された本規約は、ビルディングシステムが別途定める場合を除き、E メール、ビルディングシステムのウェブサイトその他所定の方法で掲載された時点より、その効力を生じるものとします。ビルディングシステムは、ビルディングシステムが事前告知期間として合理的と判断する期間、本規約が改定又は追加される旨及びその内容を、E メール、ビルディングシステムのウェブサイトその他所定の方法で事前に告知することがあります。
 - 本規約における書面とは、ビルディングシステムから行われる場合は、e メール、加盟店アプリ上の通知、及びビルディングシステムのウェブサイトへの掲示も含むものとします。また、加盟店から行われる場合は、別途通知するビルディングシステムの窓口まで、書面にて送付されなければならないものとします。

第 2 条 (開始及び期間)

- 加盟店は、本規約に承諾した上でビルディングシステムに申込みを行い、ビルディングシステムから加盟店に対して送付する設定完了通知書に記載された利用可能日 (以下、「開始日」という。) をもって、本規約は適用され、本契約は成立するものとします。本契約は、開始日から起算して 1 年の

経過を以って終了するものとし、加盟店が、契約期間満了の 90 日前までに、Billingシステムへ書面による解約の意思表示をしないときは、以降 1 年を単位として延長するものとし、以降期間満了となった場合も同様とします。

2. Billingシステムは、開始日をもって、Alipay サービス、加盟店アプリ、Alipay サービストレードマーク、及び関係ドキュメントを加盟店が使用することを許諾するものとします。

第 3 条 (Billingシステムの責務等)

1. Billingシステムは、本契約に従って加盟店に対し Alipay サービスを提供するものとします。
2. Billingシステムは、加盟店が Alipay サービスを導入及び利用することができるよう、Billingシステムが合理的と認める範囲において、加盟店に対し支援を提供するものとします。
3. Alipay 社及びその関連会社は、それらの所定の方法で、登録ユーザーに Alipay アプリを提供し、そのデータを管理すると共に、登録ユーザーが Alipay アプリを利用するにあたって、必要な支援を登録ユーザーに提供するものとします。
4. Billingシステムは、その所定の方法で、加盟店に対し加盟店アプリを提供し、そのデータを管理すると共に、加盟店が加盟店アプリを利用するにあたって、必要な支援を加盟店に提供するものとします。
5. Billingシステムは、その所定の方法で、加盟店より受領した決済情報を Alipay 社に送信するものとします。また、Billingシステムは、Alipay 社より所定の方法で決済結果の還元を受け、その決済結果を加盟店に還元するものとします。
6. Billingシステムは、Alipay 社より、Alipay 社又はその関連会社を経由し、Billingシステムの指定口座に送金処理を受けるものとします。また、Billingシステムは、Alipay 社又はその関連会社より收受した決済代金を、加盟店の指定口座に送金処理を行うものとします。なお、決済代金をBillingシステムが收受した時点で、当該決済代金を収納金と呼称するものとします。
7. 前各項の定めにかかわらず、加盟店は、個別の取引に関して、不正な取引の可能性を理由に Alipay サービスの提供が拒絶される場合があることを予め了承するものとします。
8. Billingシステムは、加盟店が Alipay サービスをカスタマイズすることができるよう、特定のサービスを提供又は斡旋することに同意した場合、本契約の当事者の合意に従って、Alipay 社及びその関連会社の手数料を含め、カスタマイズに係わる手数料を加盟店に請求するものとします。
9. 加盟店は、Alipay 社が、Alipay サービス及び Alipay サービスプラットフォームに係わる定期的なメンテナンスを行うこと、及び、必要に応じて計画外のメンテナンスを行うことがあることをそれぞれ了承します。Billingシステムは、Alipay 社をして、計画外の停止は最小限になるよう、合理的な努力をさせるものとします。但し、Billingシステムは、Alipay サービス及び Alipay サービスプラットフォームが常に完全に機能し、利用可能であることを保証するものではありません。

第 4 条 (加盟店の責務)

1. 加盟店は、本規約及び関係ドキュメントの記載又はBillingシステムとの間で随時なされるその他の合意に従って、Alipay サービスを導入及び利用するものとします。
2. 加盟店は、Alipay サービスの利用促進に努め、サービス提供会社が Alipay サービスの利用促進を目的として実施する活動等に積極的に協力するものとします。
3. 加盟店は、関係ドキュメントに記載されたとおりの方法で、Alipay での支払手段を登録ユーザーに提供すること、登録ユーザーに対して Alipay サービスのみを支払手段とする制限を課さないこと、登録ユーザーに対して Alipay サービスの利用に際して利用金額に制限を定めないことを

それぞれ保証すると共に、加盟店の主たる事業に関連する商品又はサービスの販売についてのみ Alipay サービスを利用するものし、関係ドキュメントで禁止されているすべての商品及びサービスを取り扱わないことを保証するものとします。また、加盟店は、本規約、関係ドキュメント、並びにBillingシステムのその他のポリシー及び規則を遵守するものとします。

4. 加盟店は、登録ユーザーから取引のキャンセルの申出を受け、それに同意する場合、関係ドキュメントの記載に従ってキャンセルの処理を行うものとします。加盟店は、いかなる場合においても、Billingシステムの承諾なく、登録ユーザーに対して直接返金をしてはならないものとします。
5. 加盟店は、次の各号の一にでも該当する場合は、Billingシステムの申出により、Alipay サービスの取引が取り消され、収納金の支払いを拒絶されること、及び支払済みの収納金の返還を求められることをそれぞれ承諾するものとします。
 - (1) 紛失・盗難等の理由により無効となった Alipay が使用された場合
 - (2) 加盟店が登録ユーザーに対して販売した商品又はサービスに関して、登録ユーザーとの紛争が解決されない場合
 - (3) 登録ユーザーがクーリング・オフ、中途解約又は契約の解除を行ったにもかかわらず取引の取消を行わない場合
 - (4) 登録ユーザーから Alipay 利用の否認があった場合
 - (5) 事実と異なる取引が行われた場合
 - (6) 登録ユーザー以外の第三者が Alipay を利用した場合
 - (7) その他本契約の定め違反した場合
6. 加盟店は、関係ドキュメントに基づく Alipay サービスの適切な使用について、単独で責任を負うものとします。
7. 加盟店は、Billingシステムの書面による承諾を得ない限り、他の者のため Alipay サービスを使用してはならないものとします。
8. 加盟店は、加盟店の商品又はサービスの販売の結果について、単独で責任を負うものとします。Billingシステムは、加盟店の商品又はサービスの販売の結果について、何ら責任を負わないものとします。
9. 加盟店は、登録ユーザーとの取引情報(取引日、取引価額、商材、加盟店の名称を含み、これらに限られないものとします。)を、取引の終了後少なくとも 5 年間は保管するものとします。
10. Billingシステムが、加盟店に対して、不正な取引の可能性等の正当な理由を示して加盟店に係る情報(取引情報、取扱商品等を含み、これらに限られないものとします。)の提供を求めた場合、加盟店は 3 営業日以内にこれを開示するものとします。加盟店は、Billingシステムがかかる情報を Alipay 社に提供する場合があることを予め了承するものとします。
11. 加盟店は、不正の取引が発生した場合、かかる取引により生じる損害を軽減するべく、Billingシステムが要求する措置を講じるよう最大限可能な範囲で協力するものとします。
12. 登録ユーザーに対する加盟店の商品又はサービスの販売は、加盟店と当該登録ユーザーとの間の契約であり、加盟店は、商品又はサービスの販売に関する契約の履行及び関連するすべての問題に関して責任を負うものとします。
13. 加盟店は、Alipay サービス利用のための設備、ネットワーク接続の設定、確保、及び維持について責任を負うものとし、Billingシステムは、加盟店又は登録ユーザーの設備の不良、ネットワーク接続に関連して発生した問題、遅延、不能、又はその他の損失若しくは損害について責任を負わないものとします。
14. 加盟店は、Alipay サービスの利用が適法であること、いかなる者の権利を侵害していないこと、及び不正又は誤解を招くものではないことを保証するものとします。
15. 加盟店は、加盟店が提供したすべての加盟店情報が、真実であり、正確であり、完全であることを保証するものとします。また、加盟店は、ビ

ングシステムの要請により、追加の情報を提供するものとします。

- 16.加盟店は、認証情報を安全かつ秘匿性をもって保持することに責任を負うものとし、加盟店の認証情報を使用したすべての活動は、加盟店によってなされたものと見做されることを理解し合意するものとします。また、加盟店は、Alipay サービスの不正な使用を防ぐために、あらゆる合理的な努力を払うものとし、不正な使用がなされた場合は、直ちにビルディングシステムに連絡するものとします。
- 17.加盟店は、ビルディングシステムが不正な取引の可能性等の正当な理由を示して事前に通知した場合、ビルディングシステムの役員又は従業員が加盟店の営業所又は事業所に立入検査を行うことを認め、かかる検査に合理的可能な範囲で協力をするものとします。

第5条(手数料)

- 1.加盟店は、ビルディングシステム所定の書面による合意がなされた場合を除いて、設定完了通知書に記載された Alipay サービス手数料表に従って計算された手数料を、ビルディングシステムに支払うものとします。なお、支払方法はビルディングシステムが加盟店に収納金を送金する際に、収納金より差し引くことで支払うものとし、当該手数料が収納金を上回る場合は、ビルディングシステムが発行する請求書に基づき、銀行振込をもって支払うものとします。
- 2.ビルディングシステムは、加盟店へ 60 日前に通知することにより、Alipay サービス手数料表を変更できるものとします。
- 3.ビルディングシステムは、手数料の支払を受けることができなかった場合、直ちに Alipay サービスを停止することができるものとします。
- 4.ビルディングシステムは、未払いとなった手数料について利息を付すことができるものとします。利息は、年利 14.6%の割合で支払期日の翌日から支払の日まで日割りで計算するものとします。
- 5.ビルディングシステムは、加盟店による Alipay サービスの利用に関して、与信枠及び利用制限を設定する権利を有するものとします。また、ビルディングシステムは、Alipay サービスの提供に先立って、又は Alipay サービスの提供の条件として、加盟店に手数料の前払いを求めることができるものとします。その場合、ビルディングシステムは、加盟店に対して通知するものとします。かかる場合において、与信枠及び利用制限に達した場合、又はビルディングシステムの要請に従った手数料の前払いがなされなかった場合、加盟店は Alipay サービスを利用することができないものとします。
- 6.加盟店は、登録ユーザーに対する商品又はサービスの販売に際して、かかる商品又はサービスの価格に対して手数料を加算した金額を登録ユーザーに対する販売価格としてはならないものとします。

第6条(終了・停止)

- 1.本契約の当事者は、本契約の終了を希望する日の 90 日前までに、他の当事者へ書面にて通知することにより、いかなる理由においても、本契約を終了することができるものとします。
- 2.ビルディングシステムは、加盟店が以下の各号の一にでも該当するときは、加盟店に書面にて通知することにより本契約を終了又は Alipay サービスの提供を停止することができるものとします。
 - (1) 本規約の条項に違反した場合
 - (2) 本契約締結に際し、ビルディングシステムに虚偽の申告を行っていたことが判明した場合
 - (3) Alipay サービスの不正な利用が明らかになった場合
 - (4) 法令若しくは公序良俗に反する、又はその真があるとビルディングシステムが判断した場合
 - (5) Alipay 社が加盟店に対する Alipay サービスの提供を拒否した場合
- 3.本契約の当事者は、他の当事者が以下の各号の一にでも該当するときは、何らの催告なく直ちに本契約を終了することができるものとします。
 - (1) 本規約の条項に関する重大な違反を犯し、是正を催告する通知が到着してから 30 日を経過しても当該違反が是正されなかったとき

- (2) 支払の停止、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算の開始の申立てがあったとき
 - (3) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - (4) 差押、仮差押、仮処分を受けたとき
 - (5) 信用状態が著しく悪化したとき
 - (6) 監督官庁から営業停止又は営業許可取消等の処分を受けたとき
 - (7) その他本契約の円滑な履行が著しく困難になったとき
- 4.本契約は、加盟店及びビルディングシステムに適用される基本約款に基づく契約が終了した場合、同時に終了するものとします。

第7条(終了時の措置)

- 1.本契約に基づき付与されたすべての権利は、本契約が終了した時点において終了するものとします。
- 2.ビルディングシステムは、本契約が終了した時点において、加盟店への役務の提供を終了し、加盟店に対して、すべての未払いとなっている手数料の支払を請求することができるものとします。
- 3.本契約が終了した場合であっても、本規約第5条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第13条、及び第14条の規定は有効に存続するものとします。

第8条(知的財産権の取扱)

1. Alipay サービスに関するすべての知的財産権は、加盟店アプリ及び関係ドキュメント(但し、Alipay 社に知的財産権が帰属するものを除きます。)についてはビルディングシステムに、Alipay アプリ、Alipay サービストレードマークその他 Alipay サービスに関する文書、ソフトウェア等については Alipay 社にそれぞれ帰属するものとします。ビルディングシステムは、加盟店に対し、知的財産権を譲渡するものではなく、非独占的に使用を許諾するものとします。
2. 加盟店は、本契約に基づき、ビルディングシステムより提供される Alipay サービスに関連してのみ、Alipay サービスプラットフォーム、Alipay サービストレードマーク、及び関係ドキュメントを使用するものとします。また、加盟店は、ビルディングシステムからの書面による承諾を得ない限り、Alipay サービスプラットフォームについて、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、又は逆アセンブル、修正、改造、派生物の作成、解析を行なわないものとし、また他の者に対して意図的にこれらの行為を許容することを行わないものとします。
3. 加盟店は、本契約の期間中、ビルディングシステムより提供される Alipay サービストレードマーク等を、ビルディングシステムが随時定める方式によって、加盟店の店舗又はホームページに明示することが本契約の条項の一つであることを承諾するものとします。
4. ビルディングシステムは、Alipay サービスの販売促進のために、加盟店の商標及びロゴを使用することができるものとします。ビルディングシステムは、加盟店の商標及びロゴの外観に関する加盟店の合理的な指示を遵守するものとします。

第9条(秘密保持)

1. 本契約の当事者は、開示当事者から開示されたすべての秘密情報について、本契約期間中はもとより、本契約終了後といえども、その秘密を保持するものとします。
2. 本契約当事者は、本契約の終了時に、適用される法令又は規則で保持が必要な場合を除き、秘密情報を破棄するものとし、開示当事者から要求がある場合、受領当事者は秘密情報を返却するものとします。また、開示当事者は、受領当事者に秘密情報を破棄又は返却したことを証する書面の提出を請求できるものとします。
3. 本契約において、以下の各号に示す事項は秘密情報に該当しないものとします。
 - (1) 開示当事者から開示を受けた時点で、既に公知となっていた情報

- (2) 開示当事者から開示を受けた後に、受領当事者の責めによらず
知となった情報
- (3) 開示当事者から開示を受けた時点で、受領当事者が既に正当に
保有していた情報であって、かかる事実が証明できるもの
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に
取得した情報
- (5) 法令若しくは規則、又は裁判所若しくは行政庁の決定又は命令に
よって開示を要求される情報

第 10 条(データ保護)

1. 本契約の当事者は、Alipay サービスの利用により取得した登録ユー
ザーに関する個人情報、取得した当事者が責任をもって管理するもの
とし、個人情報の保護に関する法律及びその他の個人情報の取扱に関
する法令に従い、適切に保護するものとします。

第 11 条(損害賠償等)

1. 本契約の当事者は、本契約に違反する等他の当事者の責に帰すべき
事由により損害を被った場合、逸失利益を除く通常かつ直接の損害に
ついて、損害を与えた当事者に対し損害賠償を請求できるものとします。
但し、ビリングシステムが加盟店に対し損害賠償責任を負う場合、ビリン
グシステムが負担する賠償金の累積額は、加盟店がビリングシステムに
支払った第 5 条に定める手数料の直近 1 ヶ月分の合計額(1 ヶ月に満
たない場合は加盟店がビリングシステムに支払った利用料金の総額)を
上限とするものとする。
2. ビリングシステムは、加盟店が以下の各号の一にでも該当するときは、
賠償責任を負わないものとします。
 - (1) 本契約の不履行又は違反から生じた損害
 - (2) 提供した加盟店情報の誤りから生じた損害
 - (3) Alipay サービスの不正な利用から生じた損害
 - (4) 登録ユーザーが提供した情報の誤り若しくは不備さ、又は登録ユ
ーザーによる Alipay アプリの誤使用から生じた損害

第 12 条(不可効力免責)

1. ビリングシステムは、災害、事変等のやむを得ない事由が生じ Alipay サ
ービスの提供に支障が生じたこと、Alipay サービスに適用される国内外
の法令その他管轄行政庁による通達、指導、命令等により Alipay サ
ービスの提供に支障が生じたこと、個別の取引に関して不正な取引の可
能性を理由に決済が拒否されたこと又は Alipay 社が加盟店に Alipay サ
ービスの提供を拒否したことにより生じた損害については、一切の責任
を負わないものとします。
2. ビリングシステムは、通信機器、回線、及びコンピュータ等の障害、並び
にビリングシステムの責に帰すべからざる事由により生じた損害につい
ては、一切の責任を負わないものとします。
3. ビリングシステムは、加盟店と登録ユーザーを含む Alipay サービスの利
用に関する第三者との間の債権債務関係、商品又はサービスの供与そ
の他一切の事項、及びそれらに関連する加盟店と登録ユーザーを含む
Alipay サービスの利用に関する第三者との間の紛争については、加盟
店がその全責任において処理し、一切の責任を負わないものとします。

第 13 条(禁止事項)

1. 加盟店は、Alipay サービスの利用にあたり、次の各号に定める行為を行
ってはならないものとします。
 - (1) ビリングシステムが書面で承諾した場合を除き、有償又は無償を問
わず、第三者に利用させる行為
 - (2) 法令又は公序良俗に反する目的で利用する行為
 - (3) ビリングシステム又は第三者の知的財産権を侵害する行為、又は
その虞のある行為

- (4) Alipay サービスの提供を妨害する行為、又はその虞のある行為

第 14 条(準拠法及び合意管轄)

1. 本契約は、日本法を準拠するものとし、本契約に関する紛争に関しては、
その訴額により、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第 1 審の専属
的合意管轄裁判所とします。

2018/10/1 制定
ビリングシステム株式会社